

みなと新技術チャレンジ提案制度実証実験 プロジェクト募集要項

【申込(提出)期限】

申込書の提出

令和6年9月 20 日(金)17 時まで

提案書、プレゼンテーション動画、登記簿謄本(履歴事項全部証明書等)の写し、
または開業届の写しの提出

令和6年9月 27 日(金)17 時まで

みなと新技術チャレンジ提案制度実証実験プロジェクト 募集要項

1 募集の経緯について

(1) みなと新技術チャレンジ提案制度について

港区は、行政の業務やサービスにおける課題・改善要望（ニーズ）と、それを解決する民間事業者等が有する新技術※の実証実験プロジェクトをマッチングするオープンなプラットフォーム「みなと新技術チャレンジ提案制度」を開始します。「みなと新技術チャレンジ提案制度」では、区と民間事業者等が、多様化・複雑化する行政や地域の課題を、民間事業者等の持つ新技術を積極的に活用しながら解決し、公共サービスにおける区民・事業者の利便性の向上、行政運営の効率化、及び新たな価値を提供するサービス創出を目指します。

※新技術とは、ドローン／メタバース／生成A I／N F T（非代替性トークン）／X R／ロボット／デジタルツイン／Web3.0／B I M（Building Information Modeling）／C I M（Construction Information Modeling）／ブロックチェーン／スターリンク等の区が本格導入していない技術を指します。

(2) 実証実験のプロジェクト募集について

新技術を事業化するためには、実証実験が欠かせない一方で、民間事業者等にとっては、費用や会場使用における許可申請等、実証実験を行うにはハードルがあります。そこで、区では、区と民間事業者等が連携して新技術を用いた実証実験を行うことで、区の課題解決や新たな価値提供を目指すサービス創出を行う実証実験プロジェクトを募集します。

応募いただいたプロジェクトは、区において評価を行い、実証実験の実施候補者を選考します。実施候補者と区は手法や役割分担等の協議を行った上で、協定を締結して実証実験を行います。

2 実証実験プロジェクトの募集について

(1) 内容について

新技術を活用し、多様化・複雑化する行政や地域の課題解決につながることを目的とした区内で実施するプロジェクトとします。応募者は、以下に示される5つのテーマにおいて、1つを選択し、新技術を用いて、課題解決のための手法を提案してください。

【プロジェクトテーマ】

- ① かがやくまち（街づくり・環境）
- ② にぎわうまち（コミュニティ・産業）

③ はぐくむまち（保健・福祉・教育）

④ 防災

⑤ 子ども、保育

なお、各テーマの詳細は、「港区基本計画（令和3年度～令和8年度）令和5年度改定版」を参照してください。

※港区基本計画（令和3年度～令和8年度）令和5年度改定版のリンク

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kikaku/kuse/shisaku/kihonkoso/kekaku.html>

テーマ	(参照) 「港区基本計画（令和3年度～令和8年度）令和5年度改定版」
① かがやくまち（街づくり・環境）	P 85～P 119、P 140～P 165
② にぎわうまち（コミュニティ・産業）	P 167～P 221
③ はぐくむまち（保健・福祉・教育）	P 260～P 323
④ 防災	P 120～P 139
⑤ 子ども、保育	P 223～P 259

(2)区の課題について

参考として、別紙「区の課題例示」に区が新技術を用いて課題解決したい具体的な課題を掲載します。

(3)応募資格について

事業者（個人事業主を含む。）及び教育機関、団体等

※教育機関、団体等においては、代表者が契約主体となれる場合に、部署、研究室等の単位でも応募することができるものとします。

※代表者、役員又は従業員若しくは構成員が、暴力団員又は暴力団関係者である場合及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている場合には、応募することができません。

(4)応募条件について

①事業者の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）の写し、個人事業主の場合は開業届の写しの提出ができること。団体の場合には、代表者の登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）の写しまたは、開業届の写しの提出ができること。

- ②提案時に製品・サービスのアイデアが具体化しており、実証実験の実施期間中に試行ができること。また、システム構築等に要する場合は期間を提案時に明示すること。
- ③実証実験にかかる費用について、協定で定めた役割に応じた経費を負担すること。費用負担については、「3（2）支援の内容について」及び、別紙「協定書（案）」を参照すること。
- ④実証実験について、区との協定の定めにも同意できること。協定については、別紙「協定書（案）」を必ず参照すること。
- ⑤実証実験の実施期間内（「3（1）実施期間について」参照）に、プロジェクトを実施し、報告書で成果報告を行うこと。なお、報告書の内容については別途協議します。
- ⑥原則として、区内を対象にしたエリアで実証実験ができること。
- ⑦複数社の共同提案の場合には、区との協定を締結する代表者を決定できること。
- ⑧実証実験を開始する際に事業者等の団体名を公表することに同意できること。（複数社の共同提案の場合には、すべての事業者等の名称を公表することに同意できること）
- ⑨実証実験の募集期間、実施期間において、区（区が「みなと新技術チャレンジ提案制度」の事務局運営を委託した者を含む。）が必要と判断した求めに対応できること。
- ⑩実証実験を実施するにあたり、守秘義務及び個人情報の保護の取り扱いを十分に遵守すること。
- ⑪プロジェクトを通じて取得した各種情報は、原則、個人を特定できない形に編集した上で、区に共有・提供すること。
- ⑫その他、本募集要項等に記載されている内容について承諾すること。

(5)応募方法について

① 提出について

「6 個人情報の取扱いについて」の内容に同意頂いた上で、次の書類と動画を「③提出先」へ提出してください。提案の受領・評価の過程で、応募内容に関する確認をさせて頂く場合があります。

【提出書類、動画】

- ・ 申込書 データ 1部
※別紙「申込書」に沿って作成してください。
- ・ 提案書 データ 1部
※別紙「提案書（様式）」に沿って作成してください。

- ※文字の大きさは 10.5 ポイント以上とし、表紙を入れて A 4 で 6 枚ページ以内に収まるよう作成してください。
- ・提案内容に関するプレゼンテーション動画・・・・・・・・データ 1 部
 - ※MP4 形式で提出してください。ファイルサイズは 1 GB 以内に収まるようにしてください。超えた場合はファイルサイズを小さくしてください。
 - ※ZIP ファイルで 1 つにまとめてご提出ください。ファイルのタイトルには、事業者名をご記載ください。
 - ※5 分以内で作成してください。なお、必ず 5 分間通しで録画してください。
 - ※チームのメンバー全員で登場し、必ず自分たちの声と言葉でプレゼンテーションを行って下さい。メンバーの中に欠席者がいる場合は、代表者がその旨を発言して下さい。
 - ※資料のみならず、必ず発表者の顔もはっきり映るようにしてください。
 - ※撮影後は必ず動画を再生し、画像、音声ともにきちんと収録できているかどうかの確認を行って下さい。
 - ※動画は本選考以外では使用しません。
- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）の写しまたは開業届の写し・・・・・・・・データ 1 部

② 提出期限について

以下の順序でご提出ください。

- (ア) 申込書
 - 2024 年 9 月 20 日（金）17 時まで
- (イ) 提案書、プレゼンテーション動画、登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）の写しまたは開業届の写し
 - 2024 年 9 月 27 日（金）17 時まで

③ 提出先、提出方法について

- (ア) 申込書
 - 以下の提出先に申込書をご提出ください。提出後、事務局にて内容を確認し、申込書の連絡先のメールアドレスに登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）の写し、または開業届の写しと提案書、プレゼンテーション動画を提出するストレージサービスのリンクをご案内します。

【提出先】

申込書等提出先：newtech-challenge@city.minato.tokyo.jp

(イ) 提案書、プレゼンテーション動画

(ア) で事務局より指定されたリンクより提案書とプレゼンテーション動画、登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）の写しまたは開業届の写しをご提出ください。

※動画ファイルは、MP4 形式で提出してください。ファイルサイズは1 GB 以内に収まるようにしてください。超えた場合はファイルサイズを小さくしてください。

※ZIP ファイルで1 つにまとめてご提出ください。ファイルのタイトルには、事業者名をご記載ください。

※応募者のセキュリティ環境によってはファイルをアップロードできない可能性があります。その場合は、一般のネットワーク環境にてアップロードをお試しください。上記でもアップロードできない場合は事務局までお問合せください。

(6)採択件数について

5 件（想定）

(7)質問の受付、回答について

①受付期限

2024 年9月4日（水）17 時まで

②受付方法

別紙「質問書」を記入の上、以下のメールアドレスに提出してください。

【提出先】

質問書提出先：newtech-challenge@city.minato.tokyo.jp

電話：03-3578-2202

③回答方法

2024 年9月11日（水）に、全ての質疑に対する回答書を港区ホームページ（<https://www.city.minato.tokyo.jp/shingijyutsutan/challenge.html>）で公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

(8)その他

・応募にあたり、メタバースを使用して説明会を実施します。

【メタバース説明会】

2024年8月30日（金）13時～17時

【参加方法】

申込は不要です。任意参加になります。説明会当日に、港区ホームページ (<https://www.city.minato.tokyo.jp/shingijyutsutan/challenge.html>)

にメタバース説明会のリンクを掲載します。そちらよりご参加ください。

- ・提案に要する経費は、応募者が全て負担するものとします。区はいかなる経費も負担しません。事前協議等についても同様です。
- ・書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- ・提出いただいた書類（データ）等は返却しません。また、提出書類の内容等について説明や追加資料の提出を求めることがあります。
- ・提案書等の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出は原則として認めません。
- ・事業提案を辞退する場合は、別紙「辞退届」を提出してください。提出方法は事務局までお問い合わせください。
- ・別紙「協定書（案）」を事前に必ず、確認してください。
- ・提出書類について開示請求があった場合には、港区情報公開条例（平成元年港区条例第2号）に基づいて、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示等の手続きをさせていただきます。

3 実証実験について

(1)実施期間について

区との協定締結日（2024年11月頃を想定）～2025年3月末まで

※実施期間については、協定で定めますが、区との協定締結日から2025年3月末までになります。実証実験の完了は報告書の提出をもって完了と判断するため、3月末までに報告書をご提出いただけるスケジュールで実証実験を行っていただきます。

(2)支援の内容について

区は、企画提案の中から「4 評価・選考」に定める方法により、優れていると認めたものを採択し、支援するものとします。なお、当該採択を受け協定締結した者（以下「実施者」という。）に対する支援は、以下のとおりです。

- ① 実証実験実施に必要となる以下に掲げる経費負担。ただし、協定書の締結日から協定書が定める実施期間までに支払いを完了しているもので、実証実験に使用したものを対象とします。1件につき総額300万円を上限とします。

【対象経費について】

区が負担する対象経費は以下になります。

- ・外部経費（ただし、自社製品の調達及び他の事業者へ委託する必要のない委託費等合理的な理由が認められない経費は除く。）
- ・内部経費のうち、実証実験を行う際の消耗品費やリース料、会場費用、モニター謝礼、通信費などのシステムの設定及びシステムを稼働させるための環境構築等にかかる経費、その他実証にあたって特に重要なものと区長が認める経費

（補足）対象外となる経費

- ・実施者の資産となる費用
- ※必要な備品は基本的にはリース対応してください。
- ・区との事務的な打ち合わせにかかる経費
 - ・事務スペース等の賃借料等、維持管理費用（ただし、実証実験の専用スペース（会場費）として必要であると認められる場合は除きます。）
 - ・通常業務、取引と区別がつかない経費（事務用品等）
 - ・交際費、慶弔費、懇親会費、視察・研修費・食糧費等
 - ・実施者の直接人件費や交通費、用地取得の費用等
 - ・国や東京都等から助成（補助）を受けている費用等

②その他支援

- ・専門家からの助言機会の提供
- ・施設等の確保、モニターのあっせん等（港区内の公園、学校、公道などの公共施設提供、国定公園、河川、農地等の調整、モニター募集、地元調整等）
- ・国等に対する規制又は制度改革の提案（国際戦略総合特区の活用、国家戦略特区の提案を想定）
- ・大学又は研究機関等とのマッチングによる技術相談
- ・区のイベント等におけるPRの場の提供
- ・その他、区が必要と認めるもの

4 評価・選考について

(1) 評価基準について

別紙「評価項目一覧」のとおりです。

(2) 選考方法について

提出された提案は、区において、別紙「評価項目一覧」に基づき、提案を審査し、実証実験の候補者を選考します。選考委員会は応募者の知的財産保

護の観点から非公開とします。

① 一次審査について

一次審査は、別紙「評価項目一覧」の「活用する新技術の適正」「実現性」「区に求める支援」に基づき、審査員が本実証実験のプロジェクト案として適切であるかを判断し、本制度の主旨に相応しいと判断したプロジェクトについて、二次審査を行います。

② 二次審査について

二次審査は、別紙「評価項目一覧」の「区の課題」「解決策」「実証実験の詳細」「今後の展開」に基づき、審査員が提案書とプレゼンテーション動画を基に採点行うものとします。

③ その他

- ・審査選考結果は、提案いただいた皆さまに通知します。
- ・二次審査後に決定した実証実験の候補者と区は、協議、合意の上、協定を締結して、実証実験を行います。
- ・区が実証実験の候補者として選考した後、辞退するなどの事情により新しく候補者を選考する必要が発生した場合には、二次審査の得点が高い事業者から追加での採択のご連絡させていただきます。

(3)選考等スケジュール

内容	時期
公募開始・募集要項等公表	2024年8月23日(金)
メタバース説明会(任意参加)	2024年8月30日(金)13時~17時
質問受付締切	2024年9月4日(水)17時まで
質問回答	2024年9月11日(水)
申込書提出締切	2024年9月20日(金)17時まで
提案書、プレゼンテーション動画、登記簿謄本(履歴事項全部証明書等)の写しまたは開業届の写し提出締切	2024年9月27日(金)17時まで
一次審査(書面審査)結果通知	2024年10月7日(月)
二次審査(書面・動画審査)の実施 候補者の決定(審査結果の通知)	2024年10月23日(水)
区と候補者での協定書の締結	2024年11月以降(予定)
実証実験の実施	2024年12月以降(予定)
実証実験の報告書の提出 ※実証実験は2025年の3月末までの完了をお願いします。	2025年3月

5 結果の通知について

4（3）選考等スケジュールのとおり、全ての応募者に結果を郵送にて通知します。また、実証実験の開始時に選考結果を公表します（全ての応募者の評点を公表し、団体名は公表しません。）。これに加え、採択した実証実験については、応募者名及び事業の概要を公表します。

6 個人情報の取扱いについて

提案書を通じて提出頂いた個人情報は適切に取り扱います。以下にご同意の上、提案を提出ください。

(1)応募受付(個人情報の収集)について

募集の受付業務は、区（区が「みなと新技術チャレンジ提案制度」の事務局運営を委託した者を含む。）が行います。

(2)個人情報の利用目的について

提出頂いた個人情報は、選考等にかかる連絡にのみ使用します。

(3)個人情報の取扱いの委託について

利用目的の範囲内において、区は区以外の第三者に個人情報の取り扱いを委託することがあります。その場合には、関係法令に基づき、十分な個人情報保護の水準を備える者を選考し、契約等によって個人情報の保護水準を厳守するよう定め、個人情報を適切に取り扱います。

7 応募に関する問い合わせ先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区役所8階 「みなと新技術チャレンジ提案制度」事務局

newtech-challenge@city.minato.tokyo.jp

TEL 03-3578-2202